

医政発 0820 第 5 号
令和元年 8 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について

標記については、別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」により行い、平成31年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱

1. 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

(1) 目的

本事業は、外国人患者受入れ医療機関認証制度、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号）に基づき選出された医療機関（以下「拠点的な医療機関」という。）に係る情報の周知や今後の選出の推進を含め、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業公募要領」に基づき選定された団体

(3) 事業内容

① ワークショップ、セミナー等の開催

外国人患者受入れ医療機関認証制度及び拠点的な医療機関に関する情報の周知や推進を行うため、ワークショップ、セミナーの開催等を行う。

② 実態調査の実施

外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うために必要な実態調査を実施する。

③ 外国人患者受入れ体制の整備に資する情報の発信

拠点的な医療機関に関する情報の周知、外国人向け多言語説明資料の作成・周知、その他の外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報を発信する。

④ 報告書の提出

本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、令和2年3月31日までに厚生労働省に提出すること。

2. 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

(1) 目的

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、また、医療機関が安心して外国人患者に医療を提供できるように、拠点的な医療機関における多言語対応の推進及び医療機関内における一連の手続き等をサポートできる体制の構築支援等を行う。

(2) 実施主体

「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業公募

要領」に基づき選定された団体（間接補助先：医療機関）

（3）事業内容

- ① 拠点的な医療機関（選出予定であるものを含む。）に対して、医療通訳者（※1）、外国人受入れ医療コーディネーター（※2）を配置する事業
- ② 間接補助先の選定に関する検討委員会の実施
- ③ 本事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び活用
- ④ 間接補助先である拠点的な医療機関の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言
- ⑤ ①～④に関する情報の収集及び分析を行い、令和2年3月31日までに厚生労働省に報告

※1 医療通訳者：日本語が母国語でない、若しくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する者

※2 外国人患者受入れ医療コーディネーター：外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う者

3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

（1）目的

電話医療通訳の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的とする。これにより、電話医療通訳の利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

（2）実施主体

「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業公募要領」に基づき選定された複数の医療機関を運営する地方公共団体、病院団体、医師会、複数の医療機関から構成される法人等

（3）事業内容

次の①及び②に係る事業を行う。

① 電話医療通訳の団体契約

ア. 事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）より少ない利用料でのサー

ビス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。

イ. 事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によるサービスの利用を希望する参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。

ウ. 医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

② 実施主体は以下に関する情報の収集及び分析を行い、令和2年3月31日までに厚生労働省へ報告するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

ア. 電話医療通訳の団体契約内容及びその実績（参画医療機関数や電話医療通訳の利用件数、利用言語・時間帯等）

イ. 事業実施者が参画医療機関に対して実施した周知内容やフォローアップ内容等

ウ. 電話医療通訳を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）

エ. 参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（電話医療通訳の利便性への認識度等）

4. 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

(1) 事業目的

今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、更なる体制整備を効果的に行うため、関係者による議論の場の設置、地域固有の実情や先進事例の把握等を行い、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築することを目的とする。なお、令和元年度は、特に在留外国人に関わるモデルの構築を目的とする。

(2) 実施主体

「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業公募要領」により選定された都道府県

(3) 事業内容

以下に示す①～④の取組等を通じて、地域において外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備するためのモデルを構築するために事業を行う。①～④の事業の取組の他に外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組を追加することは可能とする。ただし、取組を追加して実施する場合は、必ず事前に厚生労働省と相談することとする。

- ① 行政（消防を含む）や医療・多文化共生等の多分野の関係団体で構成される会議体を設置・定期的を開催し、地域における外国人患者受入れ体制を整備するための関係者間の連携強化を図ること。
- ② 外国人患者受入れ体制における地域の実態、課題、ニーズ等の地域固有の実情や先進事例を把握すること。

（具体的な例）

- ・ 医療機関や関係団体等へのアンケート調査やヒアリング調査を行う。
 - ・ 調査等を通じて得た情報を基に、地域における外国人患者受入れの実態や課題、ニーズ等を分析・整理する。
 - ・ 各市区町村における施策の参考となるよう市区町村毎に整理し、市区町村関係者に提供する。
- ③ 外国人患者受入れ体制のモデル構築に資するよう、外国人患者受入れ体制に関する情報を医療機関、地域住民及び関係団体へ周知する等して活用すること。

（具体的な例）

- ・ ①の会議体で策定した方針を市区町村や地域の医療・消防・多文化共生分野の関係団体、地域住民等に周知・共有する。
- ・ ②で得た情報も活用しながら、医療機関に対して、地域における医療通訳や多言語資料等に関する情報を提供し、外国人に対して、外国人患者を受け入れることが可能な医療機関をパンフレットやインターネット等を通じて周知する。

なお、データの分析・活用方法については、必要に応じて厚生労働省と相談すること。

- ④ 本事業における取組内容や成果を報告書としてまとめ、令和2年3月31日までに厚生労働省に提出すること。

5. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

（1）目的

都道府県において、行政（医療、消防（救急）、観光、多文化共生等の部局）や多分野の関係団体（医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定する。

(2) 実施主体
都道府県

(3) 事業内容

- ① 地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するための会議等を設置・開催
(議論内容)
 - ・ 拠点的な医療機関の選出及び外国人患者を受け入れる医療機関のリストの作成・更新に係る議論
 - ・ 拠点的な医療機関の実態を定期的に把握し、都道府県の実情に合ったものとなっているかについて確認及び精査を行うための議論
 - ・ ワンストップ窓口を開設・運営する際の実務的な議論
 - ・ その他地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するために必要な議論
- ② 外国人患者の受入体制の実態把握・分析及び地域固有の課題・ニーズ等の把握
- ③ ①における議事概要及び②に関する情報等の厚生労働省への報告（令和2年3月31日までに提出すること）

6. 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

(1) 目的

本事業は、医療機関等から寄せられる、外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題（ビザの延長手配、大使館・航空会社・入管・警察等との連絡など）にも対応できるワンストップ型の相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置し運営することを目的とする。なお、外国人患者からの問合せは想定していない。

(2) 実施主体

都道府県（委託を含む）

(3) 事業内容

- ① 都道府県は、都道府県の実情に応じ、目的達成のために最も望ましいと考えられる場所に相談窓口を設置するものとする（設置場所が都道府県庁の内外かは問わない。）。
- ② 相談窓口においては、医療機関等から寄せられる、外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題等について、行政手続きの案内、関係機関の紹介等を行う。
- ③ 実施主体は以下に関して令和2年3月31日までに厚生労働省へ報告するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

- ア. 相談窓口の業務内容及びその実績（相談窓口の利用状況や相談内容、利用時間帯等）
- イ. 相談窓口を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）

7. 医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業

(1) 目的

本事業は、外国人患者が安心して医療機関を受診できるように、医療機関に通訳機能等を備えたタブレット端末等（以下、単に「タブレット端末等」という。）を整備するための補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県（間接補助先：医療機関）

(3) 事業内容

- ① 拠点的な医療機関（選出予定であるものを含む。）に対し、タブレット端末等を整備するための補助を行う。なお、以下に留意すること。
 - ・ 当該タブレット端末等には、クレジットカード、QRコード等を利用した決済を可能とする端末も含めることができるものとする。
 - ・ 原則として、新規導入のみを補助の対象とする。なお、すでにタブレット端末等を導入している医療機関については、更新や不足分のみ認めることとするが、その必要性について具体的に説明できること。
 - ・ 医療機関内のタブレット端末等の機能、対応言語数、必要数については、利用場面や整備する場所等を考慮してよく検討すること。
 - ・ タブレット端末等の導入を行った年度内のみサービス利用料等も補助の対象とするが、次年度以降は補助の対象としない。
- ② 実施主体は以下に関して令和2年3月31日までに厚生労働省へ報告するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。
 - ア. タブレット端末等の整備内容及びその実績（整備したタブレット端末等の機種、利用したサービス内容や通信環境、タブレット端末等の利用状況、医療機関内の配置状況、利用言語・利用時間帯等）
 - イ. タブレット端末等を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）
 - ウ. 参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（タブレット端末等の利便性への認識度等）